

休日労働手当、支払い逃れの口実？

1月13日に団交が開催された。組合が4月に提出した要求書に対する法人の姿勢が逐条口頭で述べられた。その詳細を報告すべきであるが、今号は休日労働に対する手当の問題を取り上げる。

実に人をバカにした、不誠実な、無責任な、腹立たしい話である。1月14日に押野事務局長名で（1月10日、11日の）「新春スペシャル勉強会の参加についての御礼とお詫び」と題するメールが配信された。曰く、「今回の勉強会は、あくまで自主的に参加するものであり、振り替え休日等を伴う勤務ではありません。しかしながら1月7日付案内文に誤って勤務及び振り替え休日という表現を用い、皆様にも多大な誤解と混乱を与えてしまったことに、深くお詫び・・・」と。

度重なる日頃の休日労働故に、1月10日～12日の3連休を家族サービスにと計画していた教職員は多かっただろうに、その3日のうちの2日を出勤させたのである。

「全教職員参加の下で」と謳い、欠席を届けた教員には学長自らが電話で参加を指示することまでしておいて、その事後に、である。労基法・就業規則違反を指摘されて、後になってあれは自由参加だったとは。余りに無節操な言い逃れではないか。

組合は組合ニュース280号（1月5日）と281号（1月7日）で、本学の休日労働のあり方が労基法のみならず、本学就業規則にも違反していることを指摘した。団交で法人は、36協定が締結されていない以上、休日労働は事実上命じられないことを認めた。違法状態である上に、既に休日出勤に対する割り増し手当の支払い義務が生じている。この「勉強会」2日分の手当の総額は、大半が代休を取らないとすると、大雑把に計算して1千万円を優に超える。

支払い義務はこれだけではない。OSCEトライアル2日分（数百人が2日連続の休日労働をしている）も高額になるし、土曜日授業、日曜日の国試対応、英検対策の合宿などなど、法人には巨額の債務が蓄積されているのである。先の事務局長のメールはワビとナキでこの債務を帳消しにしようというのだろうか。これまで、時々揚げ足を取られて責め立てられてきた教職員の感覚からすると、言語道断のトンデモナイ話である。

団交で、「勉強会」に関して、押野理事は、「勉強会」は「私としては」、自由参加の「つもり」であり、「人事課への指示を忘れた」。したがって、「手当は払わない」と述べた。しかし、これらは言い訳にもならない。これまで配信されたメール、WITH youの記事、そして欠席を届けた者に対してなされた学長の電話による出席指示などの実態から、そんな言い逃れは到底できない。責任ある理事であり、全職員を統括する事務局長の立場にある人とは信じられない、無責任極まりない仰天の主張である。

本学は、教職員の多くが、日常的に、学内行事に参加することが強制され、参加しないとペナルティーを課せられると感じている異常な状態にある。実際、6年制薬学部担当外しの石労委平成18年（不）第1号、北陸大学事件で、法人は、労働委員会に提出した答弁書で、6年制担当の選考基準の一つに「学内行事への参加」を挙げた。国試・留年生対策に関するアンケートの回答・内容もまた同基準の一つであるとした。今回の「勉強会」でもアンケートと称して「感想」を記名式で求められたが、「アンケート」でさえ回答が強制され、かつ、回答内容も排除や抑圧などの為に、公平性も客観性もなく、「揚げ足取りの材料」として利用されるのである。このような北陸大学版マキャベリズムを放逐することが極めて重要な基本的な課題である。

「手当なしでも休日労働は当然」！

話は戻って、組合は、OSCEについても休日出勤の手当てを支払う意思はないのか、と質問した。これに対して、「支払わない。教員であれば（教育上の行事があれば）出てくるのは当然でしょ。」と、これまた、人を雇用する立場にある人として信じられない非常識な回答があった（管理本部長）。非常識の極みのもうひとつは、36協定に関して、「(OSCE、土曜日授業、日曜日の国試対応などの)休日出勤の実態があるのに、協定を結ばない組合が法律違反だ」と、凡そ総務・人事課長らしからぬ噴飯ものの発言があった。これまで、教育活動の必要性を認め、厭わず、代償なしの休日労働に就いていた教職員の真摯な姿勢に対して、「当然」のことと言い放ち、その上で、現状の勤務実態の合法化を受け入れない組合の対応を「違法だ」と非難したのである。労働時間の延長および休日労働の諾否は労働側に委ねられることを定めた労基法36条を真っ向から踏みにじるこのような無謀な発言を平気で口にするのであるから、36協定を結んで欲しくないという声が教職員から出るのは至極当然のことである。

教職員は皆この職場に生涯をかけているのである。命を預けているのである。その個々の心情に何の思いも致さない人たちが本学の経営に携わっているのは嘆かわしい限りである。個人の生活が脅かされ、個人の尊厳が踏みにじられているのである。これ以上、言われるままに黙って協力を続けられるか。

教職員各位にお願いをしたい。休日・時間外労働の手当の不払いの除斥期間は2年である。過去2年間の勤務実態を、できるだけ正確に記録にとどめておいて欲しい。法人は教職員に対して債務を負っている。それはどんな言い逃れをしようとも、免れることは出来ない。

法人は、債務だけではなく、言わずもがな、遵法の義務を負っている。上述の「御礼とお詫び」メールには、「慰労と感謝の意味で特別にお休みを取っていただこうと『思い』とある。どんな権限とどんな法・規程に則って「特別の休み」を取らせられるのか。「特別の休み」とは法・規程上、どの種類の「休み」に該当するのか。誰の『思い』が、法・規程を超え得るのか。本学はまるで「無法特区」にあるようである。